

DIAM新興国ソブリンファンド (為替ヘッジあり)

追加型投信／海外／債券

DIAMアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行う者]
DIAMアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者登録番号/関東財務局長(金商)第324号

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行う者]
みずほ信託銀行株式会社

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記委託会社への照会先までお問い合わせください。投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できる他、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。

また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

委託会社への照会先

【コールセンター】 0120-506-860 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

【ホームページ】 <http://www.diam.co.jp/>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	年12回 (毎月)	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	あり (フルヘッジ)

※上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、投資信託協会ホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご確認ください。

＜委託会社の情報＞	
委託会社名	DIAMアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月1日
資本金	20億円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	4兆1,679億円
	(2011年10月31日現在)

- 「DIAM新興国ソブリンファンド(為替ヘッジあり)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2011年12月22日に関東財務局長に提出しており、2012年1月7日にその効力が発生しております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産等との分別管理等がされています。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、前記の委託会社への照会先までお問い合わせください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1.ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

ファンドの特色

1

主として米ドル建ての新興国のソブリン債(国債および政府機関債等^(*))に投資し、高水準の利子収入の獲得と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的とします。

- 外国投資信託への投資を通じて、米ドル建ての新興国ソブリン債(国債および政府機関債等)(以下、「新興国ソブリン債」といいます。)に実質的な投資を行います。
- 外国投資信託の運用はウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーが行います。

(*)各国政府および政府関係機関が発行するソブリン債、または政府が出資している企業や政府保証が付いた債券である準ソブリン債を含みます。

2

原則として為替ヘッジを行います。

- 原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

3

毎月決算を行い、原則として安定分配をめざします。

分配方針

- 毎月5日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時には、原則として利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等から安定分配をめざします。
 - ・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 - ・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※当ファンドは、「ケイマン エマージング ソブリン ファンド(クラスJPY)」の他に、「DIAMマネーマザーファンド」にも投資します。

※外国投資信託への投資比率は、原則として高位を保ちますが、投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案し決定します。

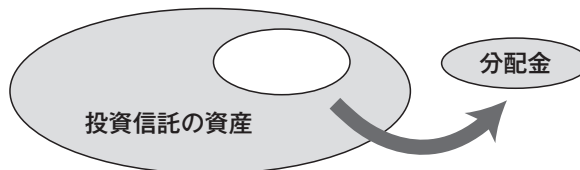
資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1. ファンドの目的・特色

投資信託の収益分配金に関するご説明

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

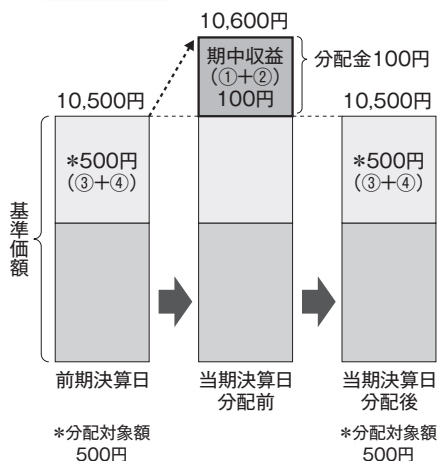
分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

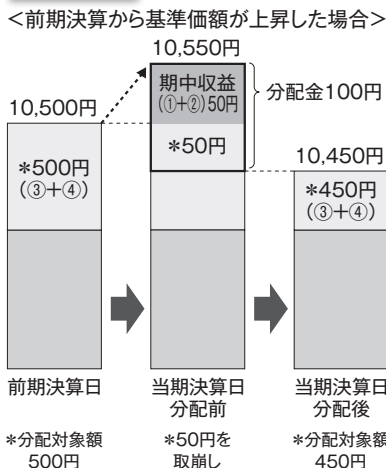
計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

ケースA

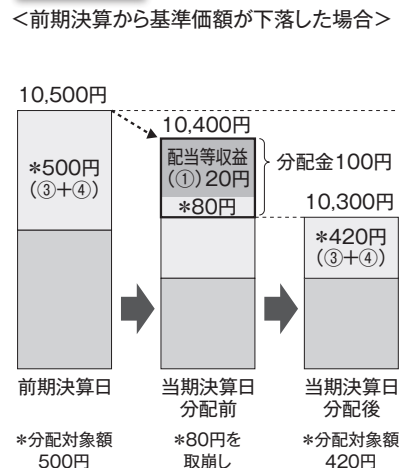


計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースB



ケースC



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円 = 100円

ケースB: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円 = 50円

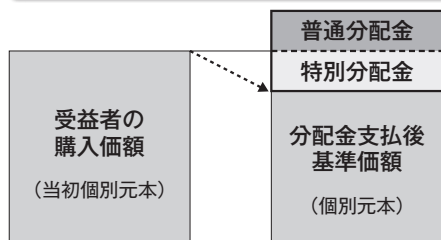
ケースC: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

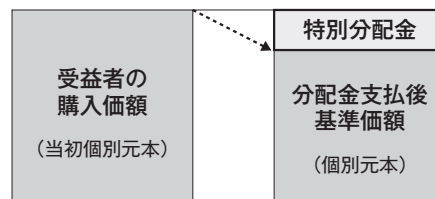
受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※特別分配金は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、特別分配金部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

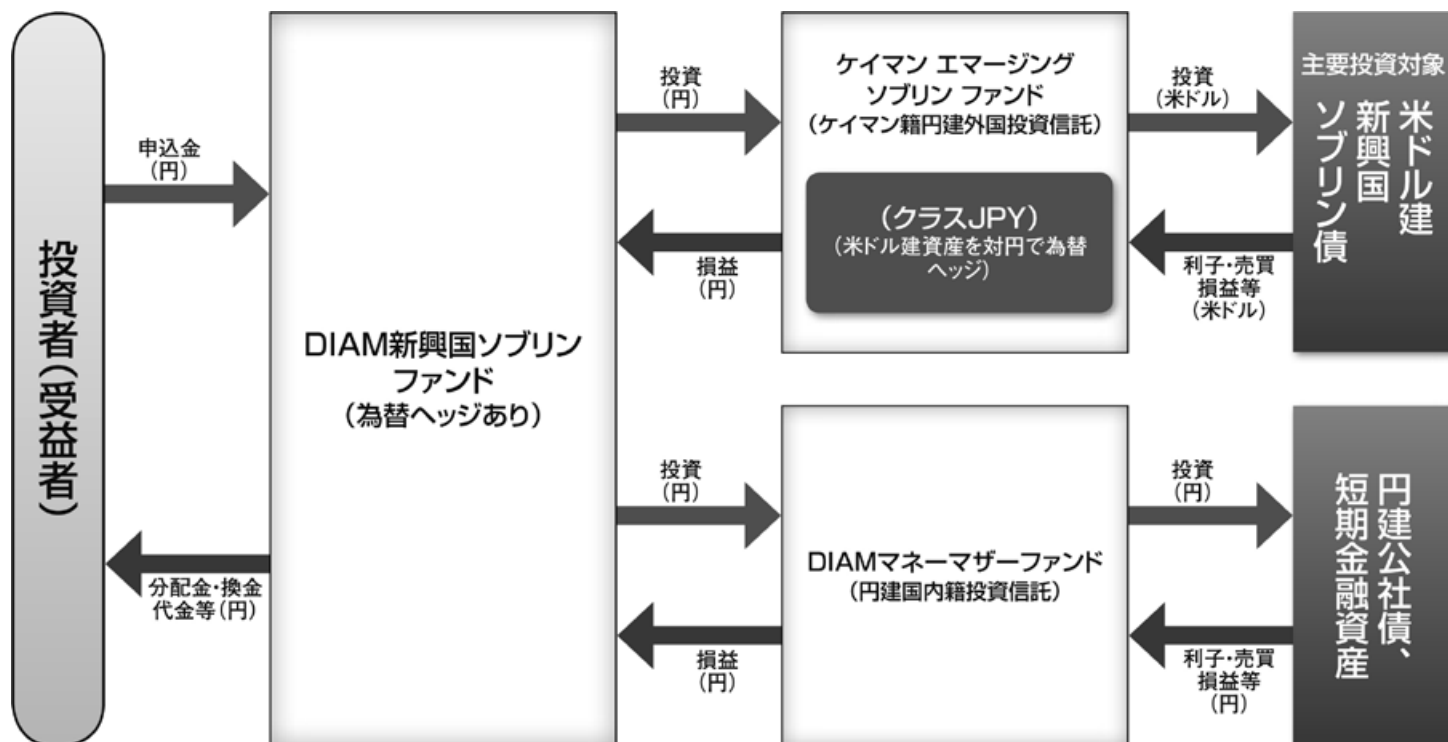
特別分配金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

1.ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

■当ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ方式」で運用します。



※当ファンドは、「ケイマン エマージング ソブリン ファンド(クラスJPY)」の他に、「DIAMマネーマザーファンド」にも投資します。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

主な投資制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- ③外貨建資産への直接投資は行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1.ファンドの目的・特色

当ファンドが投資する投資信託証券の概要

ファンド名	ケイマン エマージング ソブリン ファンド(クラスJPY)
形態	ケイマン籍円建外国投資信託
投資方針および 主要投資対象	<p>①主として米ドル建ての新興国のソブリン債(国債および政府機関債等^(*))に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。 (*)各国政府および政府関係機関が発行する債券であるソブリン債、または政府が出資している企業や政府保証が付いた債券である準ソブリン債を含みます。</p> <p>②ポートフォリオの運用に関しては、新興国の米ドル建て国債の代表的指数である「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(米ドルベース・為替ヘッジなし)」をベンチマークとし、同指数を上回る投資成果をめざします。なお、ベンチマークは市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。</p> <p>③銘柄選定にあたっては、投資対象国のファンダメンタルズ分析や個別銘柄のバリュエーション分析等により決定します。</p> <p>④組入債券は、当初組入時において、S&PもしくはMoody'sの外貨建て長期格付がB-格もしくはB3格相当以上を取得している債券とします。</p> <p>⑤原則として、ポートフォリオの平均格付[※]はB-格相当以上とします。</p> <p>⑥原則として、ポートフォリオの平均デュレーションは、ベンチマークの平均デュレーションに対して±2年以内とします。</p> <p>⑦米ドル建て以外の資産への投資は、純資産総額の20%以内を基本とします。但し、この場合は原則として対米ドルで為替ヘッジすることとします。</p> <p>⑧有価証券先物取引、金利スワップ等のデリバティブ取引を活用する場合があります。</p> <p>⑨当クラスは、米ドルに対して円で為替ヘッジを行います。</p> <p>※平均格付とは、組入債券にかかる信用格付を加重平均したものであり、当ファンドにかかる信用格付ではありません。</p>
関係法人	<p>投資顧問会社:ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー 受託銀行:CIBC BANK AND TRUST COMPANY (CAYMAN) LIMITED. 管理事務代行会社:Mizuho Trust&Banking Co.(USA) 保管銀行:Mizuho Trust&Banking Co.(USA)</p>
管理報酬等	<p>申込手数料:ありません。</p> <p>信託報酬:純資産総額に対して年率0.515%</p> <p>その他の費用:ファンド設立にかかる費用、ファンドの管理報酬、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等</p>

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1.ファンドの目的・特色

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

<ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーの概要>

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーは、レグ・メイソン・インク(ニューヨーク証券取引所上場)の100%子会社です。
同社は1971年の設立時より一貫して債券運用に特化した米国の運用会社であり、長期的な視点に基づくファンダメンタルズ分析によるバリュエーションを重視した運用を行います。

ファンド名	DIAMマネーマザーファンド
主要投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産
投資態度	①国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債等のほか、取得時において主要格付機関(*)の長期発行体格付(複数の格付機関が付与している場合は高い方の格付)がAA-格相当以上の社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、さらに、国内格付機関の短期格付がa-1格相当以上のCD、CPを主要投資対象とします。 (*)主要格付機関とは、R&I、JCR、Moody's、S&Pとします。 ②国債および政府保証債を除き、原則として、ファンドの元本総額に対する1発行体当たりの有価証券の額面総額の割合は5%以内とします。 ③ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。
運用会社(委託会社)	DIAMアセットマネジメント株式会社

○マザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書または約款に記載しております。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

2.投資リスク

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか、為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因 ※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

金利リスク

一般的に金利が上昇すると債券の価格は下落します。当ファンドは、実質的に債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。新興国債券に投資する場合、先進国債券に比べ金利リスクが大きくなる傾向があります。

カントリーリスク

新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化などが為替市場や債券市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制などの種々な規制の導入や政策の変更等の要因も為替市場や債券市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

信用リスク

実質的に投資する債券や短期金融商品等の発行体が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には基準価額が下がる要因となります。新興国債券に投資する場合、先進国債券に比べ信用リスクが大きくなる傾向があります。

流動性リスク

当ファンドは、実質的に市場規模が小さい債券等に投資する場合があります。そのような市場では、資産規模や取引量が少ないために売却時に市場実勢から期待される価格で売却できなかつたり、売買取引が困難となることから、価格の値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

為替リスク

当ファンドは原則として、対円での為替ヘッジを行い為替リスクの低減を図りますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく、米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が米ドルの金利よりも低い場合、その金利差相当分のコストがかかることにご留意ください。

分配金に関する留意点

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することとなります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社では、運用パフォーマンス評価を、運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行き、適宜見直しを行います。運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

3.運用実績

有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

当ファンドについて該当事項はありません。

以下は、当ファンドの投資対象である「ケイマン エマージング ソブリン ファンド」および「DIAMマネーマザーファンド」の主要な資産の状況です。

(参考)ケイマン エマージング ソブリン ファンドの主要な資産の状況[データの基準日:2010年12月31日*]

■ケイマン エマージング ソブリン ファンドにおける組入上位10銘柄

順位	銘柄	種類	通貨	評価金額(円)	比率(%)
1	RUSSIA FOREIGN BOND 7.5% 03/31/2030	債券	米ドル	4,409,592,424	13.66
2	BRAZIL FED REPU 11.00% 8/17/40	債券	米ドル	2,344,718,999	7.26
3	VENEZUELA 5.75% 2/26/16	債券	米ドル	1,487,521,679	4.61
4	TURKEY REP OF 7.50% 11/07/19	債券	米ドル	1,422,919,126	4.41
5	COLOMBIA REP OF 7.375% 3/18/19	債券	米ドル	1,357,309,999	4.21
6	BRAZIL REP OF 4.88% 01/22/21	債券	米ドル	1,306,502,514	4.05
7	TURKEY REP OF 5.63% 03/30/21	債券	米ドル	1,259,566,482	3.90
8	UNITED MEXICAN 6.05% 1/11/40	債券	米ドル	1,074,969,807	3.33
9	TURKEY REP OF 6.75% 5/30/40	債券	米ドル	1,051,323,327	3.26
10	PANAMA 6.70% 1/26/36	債券	米ドル	1,041,438,855	3.23

(注)比率(%)は、ケイマン エマージング ソブリン ファンドの純資産総額比です。

*ケイマン エマージング ソブリン ファンドは毎年12月31日に会計期間が終了します。このため、委託会社が入手した財務諸表(2010年12月31日現在のデータ)に基づき作成しております。

(参考)DIAMマネーマザーファンドの主要な資産の状況[データの基準日:2011年10月31日]

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率(%)
国債証券	日本	30.03
地方債証券	日本	9.15
特殊債券	日本	17.29
社債券	日本	31.89
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		11.63
合計(純資産総額)		100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国名	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	218回 国庫短期証券	国債証券	日本	-	2011/11/28	12.87
2	226回 国庫短期証券	国債証券	日本	-	2012/1/12	12.87
3	314回 政保道路債	特殊債券	日本	1.00	2012/12/20	6.06
4	814回 政保公営企業債券	特殊債券	日本	1.40	2012/4/26	5.61
5	19年度 兵庫県市町共同公募債	地方債証券	日本	1.30	2012/5/9	4.86
6	18回 NTTドコモ社債	社債券	日本	1.00	2013/3/27	4.34
7	817回 政保公営企業債券	特殊債券	日本	1.30	2012/7/25	4.33
8	356回 中国電力社債	社債券	日本	1.20	2012/9/25	4.32
9	6回 かながわ県民債(7年)	地方債証券	日本	1.04	2011/12/27	4.29
10	212回 国庫短期証券	国債証券	日本	-	2011/11/7	4.29

年間収益率の推移

該当事項はありません。

*当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○委託会社ホームページ等で運用状況を開示することを予定しています。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	各販売会社が定める単位(当初元本:1口=1円)
購入価額	当初申込期間:1口当たり1円 継続申込期間:お申込日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。
換金単位	各販売会社が定める単位
換金価額	換金のお申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金のお申込日より起算して6営業日目から支払います。
申込締切時間	当初申込期間:販売会社の営業時間中とします。 継続申込期間:原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。
購入の申込期間	当初申込期間:2012年1月10日 継続申込期間:2012年1月11日~2013年1月4日 ※継続申込期間中は、ニューヨーク証券取引所、またはニューヨークの銀行の休業日に該当する日(以下、「海外休業日」といいます。)には、お申込みの受付を行いません。 ※上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 海外休業日には、換金のお申込みの受付を行いません。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2019年10月29日までです。(設定日:2012年1月11日)
繰上償還	主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合は、信託契約を解約し、信託を終了させます。 次のいずれかに該当する場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 ① 受益者のために有利であると認める場合。 ② 受益権口数が10億口を下回るようになった場合。 ③ やむを得ない事情が発生した場合。
決算日	原則として毎月5日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回、毎決算日に、収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※「分配金受取コース」の場合、決算日から起算して原則として5営業日までにお支払いを開始します。 ※「分配金自動けいぞく投資コース」の場合、税引後、無手数料で自動的に全額が再投資されます。
信託金の限度額	5,000億円とします。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年4月、10月のファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けいたします。 ※委託会社のホームページにおいても開示することを予定しています。(URL http://www.diam.co.jp/)
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせいただくか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。 (委託会社の略称:DIAM、ファンドの略称 新ソブヘッジ)

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																		
購入時手数料	購入価額に、3.15%(税抜3.0%)を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額をご購入時にご負担いただきます。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。																	
信託財産留保額	換金のお申込日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。																	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																		
運用管理費用 (信託報酬)	実質的な負担	ファンドの日々の純資産総額に対して年1.6175%(税抜1.565%)(概算)の率を乗じて得た額とします。																
	ファンドの 運用管理費用 (信託報酬)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>項目</th> <th colspan="2">費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">毎日</td> <td rowspan="3">信託報酬</td> <td>総額</td> <td colspan="2">信託財産の純資産総額に対して 年率1.1025%(税抜1.05%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">配分</td> <td>委託会社</td> <td>年率0.4410%(税抜0.42%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.6300%(税抜0.60%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.0315%(税抜0.03%)</td> </tr> </tbody> </table>	時期	項目	費用		毎日	信託報酬	総額	信託財産の純資産総額に対して 年率1.1025%(税抜1.05%)		配分	委託会社	年率0.4410%(税抜0.42%)	販売会社	年率0.6300%(税抜0.60%)	受託会社	年率0.0315%(税抜0.03%)
			時期	項目	費用													
			毎日	信託報酬	総額	信託財産の純資産総額に対して 年率1.1025%(税抜1.05%)												
					配分	委託会社	年率0.4410%(税抜0.42%)											
販売会社	年率0.6300%(税抜0.60%)																	
受託会社	年率0.0315%(税抜0.03%)																	
投資対象とする 投資信託証券の 運用管理費用 (信託報酬)	投資先外国投資信託証券の純資産総額に対して年率0.515%																	
※上記は、ファンドが投資先外国投資信託証券(ケイマン籍円建外国投資信託)を高位に組み入れた状態を想定しています。																		
その他費用・手数料	組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、監査費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。																	

※当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

税金

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※税金は表に記載の時期に適用されます。

※上記の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

※上記は、2011年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

DIAM
ダイヤモンド